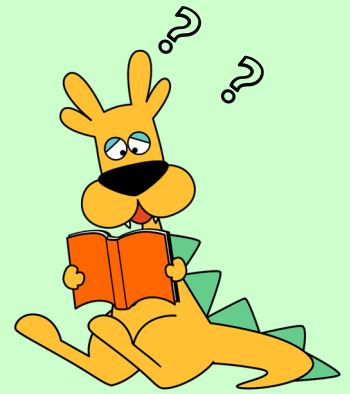


ゾーン30^{さんじゅう}を

知っていますか？



ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

Q：「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うの？

A：速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、 区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に時速30キロの速度規制が適用されることとなります。

Q：なぜ時速30キロ規制なの？

A：自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

 このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することとしたものです。

Q：「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるの？

A：交通量や交通事故の発生状況などをもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・
 調整して決定する場合や、自治会などからのご要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などがあります。

Q：袖ヶ浦市内ではどこが「ゾーン30」として指定されているの？

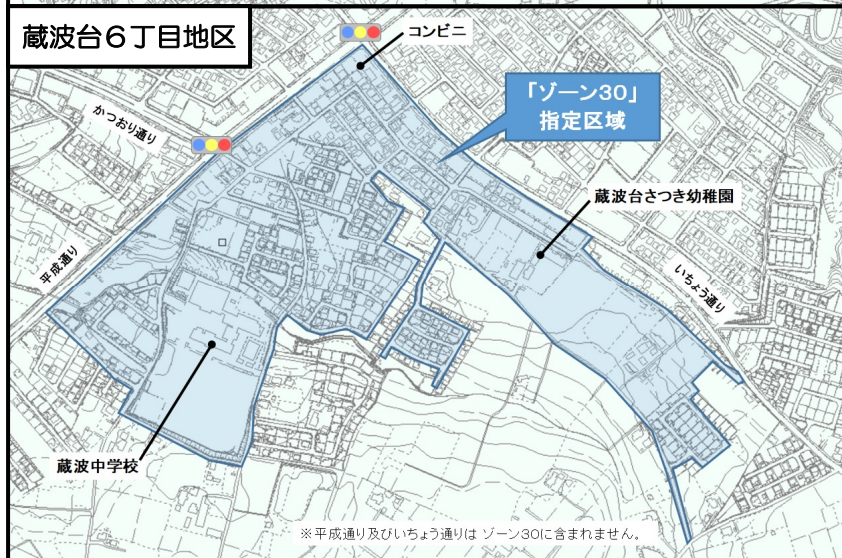
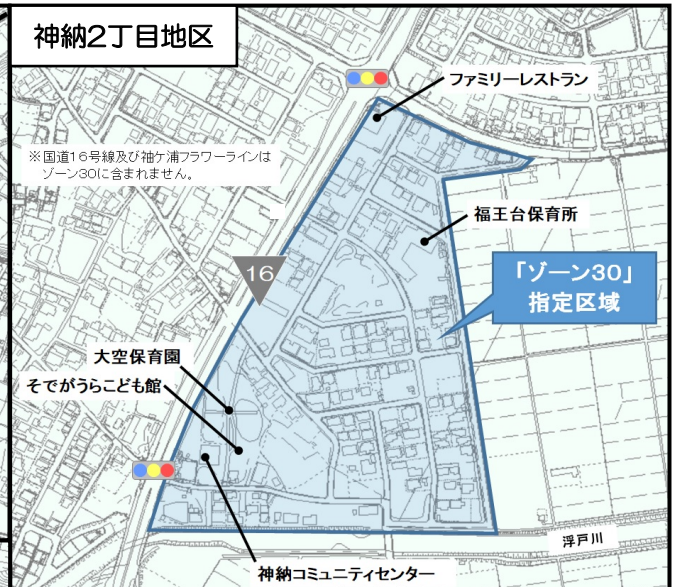
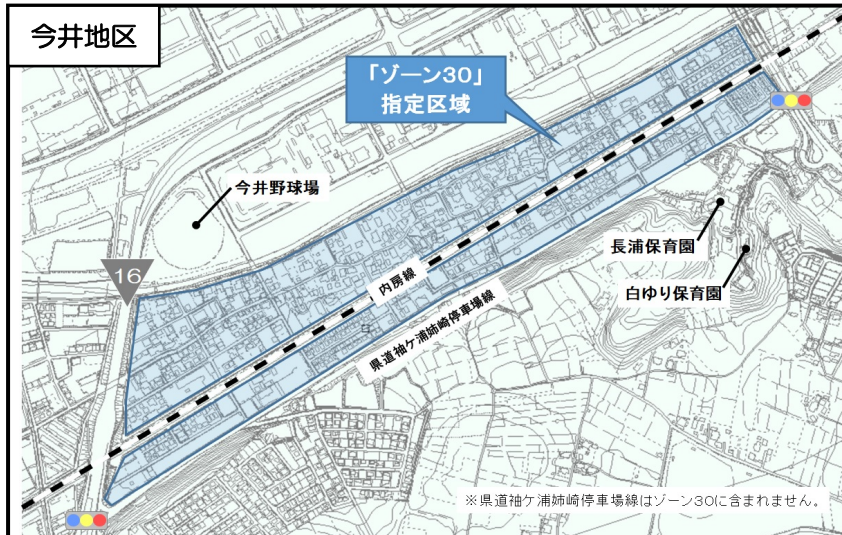
A：袖ヶ浦市内では、5つの地区がゾーン30に指定されています（裏面を参照）。
 区域内では歩行者・自転車を優先し、抜け道としての通り抜けはやめましょう。
また、区域内を走行する際はスピードの出し過ぎに注意し、速度を守りましょう。

さんじゅう ゾーン30に指定されています



袖ヶ浦市内では、次の5つの地区がゾーン30に指定されています。

※令和元年8月下旬より、福王台2丁目周辺地区が新たにゾーン30に指定されました。



令和3年
3月末現在